

厚生労働省令第百三十四号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十三年六月二十九日

厚生労働大臣 坂口 力

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一毒物の項第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 ナラシン、その塩類及びこれらのおいずれかを含有する製剤。ただし、ナラシンとして一〇%

以下を含有するものを除く。

別表第一劇物の項第十一号の九(1)中「一%」の下に「（マイクロカプセル製剤にあつては、五%）」を加え、同号中(134)を(135)とし、(31)から(133)までを(32)から(134)までとし、(30)の次に次のように加える。

(31) ニ・シアノ・三・三・ジフェニルプロパ・ニ・エン酸ニ・エチルヘキシルエステル及びこれを含

有する製剤

別表第一劇物の項第四十六号の次に次の一号を加える。

四十六の二 ナラシン又はその塩類のいずれかを含有する製剤であつて、ナラシンとして一〇%以下を含有するもの。ただし、ナラシンとして一%以下を含有し、かつ、飛散を防止するための加工をしたものを除く。

附 則

この省令は、平成十三年七月十日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第十一号の九の改正規定は、公布の日から施行する。